

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者表彰実施要領

制定 平成22年 9月21日上下水道事業管理者決裁

改正 平成26年 1月14日上下水道事業管理者決裁

改正 平成27年 6月12日上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号。以下「規程」という。）第18条の規定に基づく指定工事事業者の表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、規程の例による。

(表彰)

第3条 表彰は、毎年度1回、当該年度ごとに管理者が定める日に表彰式を開催して行うものとする。

2 管理者は、表彰式において表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）に表彰状を授与するものとする。

(評価の方法)

第4条 表彰は、指定工事事業者ごとに次の各号に掲げる項目に関し点数をもって評価し、その合計点が高い者に対し行うものとする。

- (1) 当該年度の前年度における給水装置工事の施工実績
- (2) 給水装置工事の成績
- (3) 上下水道局への貢献度

2 前項各号に規定する評価項目に関する配点、評価の対象及び評価点の基準については、別に定める。

(表彰審査一覧表)

第5条 給排水設備課長は、次の各号のいずれかに該当する者を除く指定工事事業者について、前条の規定による評価の結果を記載した一覧表（以下「表彰審査一覧表」という。）を作成し、管理者に提出するものとする。

- (1) 当該年度の前年度の表彰式の日から当該年度の表彰式の前日までの間に熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準（平成19年3月22日水道事業管理者決裁）別表又は熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱（平成21年12月22日上下水道事業管理者決裁）別表に掲げる違反内容のいずれかに該当する行為をした者
- (2) 当該年度の前年度末において一時用水道料金の滞納がある者

(指定工事事業者審査会への諮問)

第6条 管理者は、表彰審査一覧表の提出を受けたときは、指定工事事業者審査委員会に対し被表彰者の選定について諮問するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 管理者は、指定工事事業者審査委員会の答申を受けて、被表彰者を決定するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月21日から施行する。
- 2 熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者表彰基準（平成10年4月1日水道事業管理者決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年 1月14日から施行する。

この要領は、平成27年 6月12日から施行する。